平成２５年（フ）第７３号
兵庫県西脇市西脇1079番地
債務者　髙瀬　　章
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岩　和紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第５４号
兵庫県豊岡市梶原668番地の10　ふらわぁコーポ101、前住所京都府京丹後市久美浜町3496番地の１
債務者　畑中　雄策
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　貞夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月17日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第５５号
兵庫県豊岡市中陰206番地の１　ジェントリーハウス202
債務者　山本　良枝
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生駒　和雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月17日午後４時35分
5　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第１０４号
北海道登別市登別温泉町132番地７　紅葉廊202、前住所北海道苫小牧市音羽町１丁目７番４号　アークトゥルス102
債務者　鎌倉　祐太
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第２５８号
滋賀県草津市平井５丁目３番14号、前住所滋賀県草津市平井５丁目３番11号
債務者　浅沼　克己
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　不破　俊之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月11日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６７号
滋賀県甲賀市土山町瀬ノ音965番地109
債務者　河井　　弘
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三田村　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月18日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２４７号
広島市西区庚午中２丁目６番25―304号
債務者　横田眞貴子（旧姓泉川・丸山）
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桒田　博正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５６８号
広島県廿日市市峰高１丁目４番８号
債務者　三井　慶郎
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横谷荘一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６８３号
広島県安芸郡府中町桃山２丁目17番11―701号
債務者　坂本　一晃
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向井　　良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７２９号
広島県山県郡安芸太田町大字戸河内599番地
債務者　丸山　裕士
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楾　　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９２号
福岡県飯塚市弁分556番地33
債務者　安永　一守
1　決定年月日時　平成25年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　邦夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４９号
長野県伊那市狐島4037番地２　ハイツ竜３号室
債務者　髙嶋　英治
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第２４９号
函館市上野町15番20号
債務者　田口　邦昭
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１８９号
千葉県成田市下方660番地
債務者　小嶋美由紀（旧姓出山）
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１９３号
千葉県成田市西三里塚１番地1377　スカイエンジュB107
債務者　石田　　茂
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２０９号
千葉県八街市八街へ214番地177
債務者　佐藤　輝美
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２１１号
千葉県八街市朝日422番地39　福生ハイツＡ棟
債務者　栗田　好恵（旧姓判澤）
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２１２号
千葉県印西市大森4450番地74　ＳＨコーポ202号
債務者　伊藤　博子（旧姓藤岡）
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部